

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

厚生労働大臣 殿

① 15年1月16日

②申請者

(ふりがな) 住所 大阪府貝塚市海塚94番地

ASビル4階 40D号

(ふりがな) 氏名 株式会社ビッグウェーブ

代表取締役 初井秀夫



職業安定法第32条の3第1項の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記



③許可番号	27-09-ユ-0012
④事業所名称 (ふりがな)	株式会社ビッグウェーブ
⑤事業所所在地 (ふりがな)	〒597-0083 大阪府貝塚市海塚94番地 ASビル4階 40D号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別添届出制手数料に係る手数料表 のとおり

記載要領

- 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。
また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- ①欄には、届出書を管轄公共職業安定所に提出する年月日を記載すること。
- ②欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地（登記簿に記載されているもの）を記載し、及び届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記載すること。
- ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表に記載して添付してもよいこと。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 20 %
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 0 %
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動 1 日当たり 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 0 %
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 0 %

平成 15 年 / 月 16 日

事業所名 株式会社ビッグウェーブ

責任者 益岡 淳一